

バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部を改正する告示（案）への意見一覧

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行告示 第158条 第6項等	バーゼル合意文書（2006年6月）に即し、レポ取引等の短満期のエクスポージャーについては、実効マチュリティの下限を1年とする規定の適用対象外にすべきではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。